

三位一体改革関係資料（平成 15 年 3 月 27 日 第 27 次地方制度調査会第 21 回専門小委員会提出資料）（要旨）

（未定稿）

	税源移譲を含む税源配分の見直し	課税自主権の活用	地方財政調整	地方交付税制度	国庫補助負担金
<p>神野委員提出資料</p> <p>「分権型社会における地方税財政（メモ）」 - 三位一体改革の検討試案 -</p> <p>東京大学大学院経済学研究科教授 神野直彦</p>	<p>地方自治体が住民意志に基づいて財政を自己決定できるように、地方税源を充実強化する改革が三位一体改革の軸となるべき。</p> <p>地域住民の自己決定権を強化するため、国民の少なくとも半分以上が地方交付税に依存しない基礎的自治体で生活できるように税源移譲を実施。（市町村ベースで人口の 50%程度が不交付団体に居住することを目標に税源移譲。現状 20%弱）</p> <p>受益と負担の明確化を図るという趣旨から、市町村への税源移譲に重点を置くべきであり、少なくとも、政令指定都市や中核市、特例市といった拠点的な都市の相当部分が不交付団体となることを目指すべき。</p> <p>地方税は応益原則に基づく租税を中心に構成すべき。</p> <p>地方税源の充実、基幹的税目の再配分を基本として検討すべき。</p> <p>地域間の格差が小さく、景気の変動による税収への影響が小さい租税は、地方税にすべき。</p> <p>地方税の標準税率制度は基本的に維持せざるをえない。</p> <p>個人住民税を比例税率とし、所得税から個人住民税への税源移譲。国と地方の個人所得課税の配分割合は少なくとも 5 対 5 とすべき。</p> <p>所得税から個人住民税への税源移譲は、市区町村へ傾斜配分すべき。</p> <p>消費税：地方消費税は少なくとも 5 対 5 とすべき。</p> <p>個別間接税、相続税の税源移譲、地方環境課税の導入検討。</p>	<p>地方税源の充実、基幹的税目の再配分を基本として検討。</p> <p>独自課税の創設や課税自主権の拡大による地方税源の充実、補助的役割にとどめるべき。</p>	<p>地方自治体間で直接財源を移転する水平調整は、日本の地方自治体の団体数を考えても不可能。（団体数で十数の単位までが限界）</p> <p>国は地方自治体が標準的な行政水準を確保するための財源保障を行う中央責任を負う。</p> <p>税源移譲に伴って財政力格差が拡大するとしても、国庫補助負担金や地方譲与税などの配分の調整によって、対応することが可能。</p>	<p>国税の地方交付税原資部分が地方共同税であることを法律上明確化し、交付税原資部分を国税収納金整理資金から特別会計に直入すべき。</p> <p>地方交付税の配分に関して地方自治体の意志を反映させるしくみを強化すべき。</p> <p>地方税と地方交付税の合計額と国税の比率を、国と地方自治体の行政任務に対応させるべき。</p> <p>自主的・主体的な財政運営を促す方向で、交付税の算定方法を見直すべき。（事業費補正、段階補正、課税努力インセンティブの強化）</p> <p>地方税の課税を強化している地方自治体は、多くの地方交付税の配分を受けられる仕組みを検討すべき。</p>	<p>国の関与を廃止・縮減し、歳入・歳出両面で地方自治体の自由度を高める観点から、行政任務に対応して、税源移譲による税源配分を機軸とする三位一体改革を実施することを前提に、国庫補助負担金を抜本的に削減すべき。</p> <p>シャウブ勧告に戻り、国庫補助負担金を削減の検討対象とすべき。</p> <p>義務教育、保育所保育費等の対人社会サービスに係るものは時期を明示して一般財源化すべき。</p> <p>公共事業関係については、国庫補助負担金及び直轄負担金を原則廃止し、純粹の直轄事業と単独事業に明確に切り分けていくべき。</p> <p>国庫補助負担金の廃止・縮減の基準と各省庁ごとの数値目標を定め、一定期間内に抜本の見直しを図るための具体的計画を策定すべき。</p> <p>地方分権推進計画に定められているように、地方自治体の事務として同化・定着したものに係る補助負担金その他零細なもの、低率補助に係るもの等については、速やかに一般財源化すべき。</p>